

議案第 11 号

令和 3 年度

小金井市

下水道事業会計予算

令和3年度小金井市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度小金井市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	1, 133ヘクタール
(2) 年間総処理水量	18, 638, 236立方メートル
(3) 一日平均処理水量	51, 064立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 下水道施設建設事業	197, 640千円
イ 流域下水道建設負担金	52, 636千円
ウ 流域下水道改良負担金	35, 780千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2, 092, 073千円
第1項 営業収益		1, 618, 360千円
第2項 営業外収益		473, 713千円

	支	出
第1款 下水道事業費用		2, 068, 454千円
第1項 営業費用		1, 998, 410千円
第2項 営業外費用		40, 044千円
第3項 予備費		30, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額271, 210千円は、当年度分損益勘定留保資金271, 210千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		145, 711千円
第1項 企業債		144, 000千円
第2項 他会計負担金		1, 711千円

支 出

第1款 資本的支出	416,921千円
第1項 建設改良費	319,192千円
第2項 企業債償還金	87,729千円
第3項 予備費 (企業債)	10,000千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
公共下水道事業	65,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れのときから据置期間を含み、40年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は低利債に借換えすることができる。	借入年度令和3年度 ただし、事業の進捗又はその他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。
流域下水道事業	79,000				
合計	144,000				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

91,889千円

令和3年1月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎